

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和26年7月1日、資格喪失日に係る記録を27年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額については、26年7月から27年6月までは2,000円、27年7月から同年9月までは2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年10月1日まで

私は、中学校を卒業後、Bさんと一緒に株式会社Aに入った。同じように仕事をしていたのに、Bさんには厚生年金保険の記録があり、私に記録が無いのは納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

また、当時の同僚の一人は、「昭和26年4月に申立人を含めて5人で入社した。3か月の試用期間があり、同年7月から厚生年金保険に加入した。」「申立人は、私が退社する半年前の昭和27年9月末まで勤務していたと思う。」と証言するところ、申立人以外の4人は、昭和26年7月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、株式会社Aで経理を担当していた元職員は、「正社員は厚生年金保険、健康保険、失業保険のすべてに加入させていた。」と証言しているところ、当時の複数の同僚は、「申立人も正社員だったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚の記録から、昭和26年7月から27年6月までは2,000円、27年7月から同年9月までは2,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年7月から27年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和25年7月10日から26年7月1日までの厚生年金保険料について、厚生年金保険第3種被保険者としての保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和25年7月10日に、同社C事業所における資格取得日に係る記録を25年7月10日に訂正し、当該期間の種別を第3種とし、標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から26年7月1日まで

昭和25年7月1日から26年7月1日までの厚生年金保険加入期間の記録は第1種被保険者となっているが、25年7月に転勤となり、当該期間中は、坑内夫として勤務していたので、坑内員（第3種被保険者）であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所の記録では、A株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者資格（第1種）の喪失日は昭和26年7月1日、同社C事業所における被保険者資格（第3種）の取得日は26年7月1日とされているが、転勤したのは25年7月1日である。」と主張するところ、B事業所が保管する人事記録表の記録及び申立人が所持する同社の退職手当精算書（写し）の記録並びに申立人と一緒に転勤した同僚3人の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し、同社B事業所から同社C事業所に転勤した異動日については、人事記録表に「昭和25年7月10日転勤、所属：C事業所D係」と記録されていることが確認できる。また、退職手当精算書（写し）では、坑内期間を「昭和25年7月10日から47年10月31日

まで」と記載していることが確認できることから、同社B事業所における資格喪失日及び同社C事業所における資格取得日は、昭和25年7月10日であると認められる。

さらに、当該期間については、申立人が所持するA株式会社の退職手当精算書（写し）により、昭和25年7月10日から47年10月31日までの期間（268月）は坑内期間として、定額加算の算定基礎とされていることが確認できることから、第3種被保険者としての保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B事業所における申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る第3種被保険者としての保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所では、当時の資料が保存されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 秋田厚生年金 事案 643

### 第1 委員会の結論

- 1 申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、同年10月から20年8月までを30円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、上記期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、上記訂正後の当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から20年9月1日まで

私は、昭和18年4月にA株式会社の前身であるB事業所に集団就職した。このとき一緒に就職した人は、A株式会社での厚生年金保険の加入記録があり、年金を受給していると聞いている。同じ日に入社した人に厚生年金保険の加入記録があるのに、私には無いことに疑問があるので、調査をお願いしたい。

なお、申立て後、脱退手当金を受給したことはなかったかとの照会があったが、脱退手当金を受給した記憶は無い。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA株式会社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が1年相違する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和19年6月1日、資格喪失日が20年9月1日）が確認できる。

また、申立人が一緒に集団就職したと記憶する元同僚は、「申立人と一

緒にA株式会社に集団就職し、終戦とともに帰郷した。」と証言している上、前記のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が当時、一緒に集団就職したと記憶する10人の加入記録（資格取得日は、昭和19年6月1日）がすべて確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人のものであり、申立人が勤務したA株式会社では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和18年4月1日から19年5月31日までは、厚生年金保険法の適用以前の期間であり、19年6月1日から同年9月30日までは、厚生年金保険法の適用準備期間であるため、厚生年金保険の被保険者期間とはならない期間である。

また、申立期間のうち、昭和19年10月から20年8月までの標準報酬月額については、当該未統合記録から、30円とすることが妥当である。

2 また、申立人の記録であると認められる前記1の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「A株式会社に係る脱退手当金については受給していない。」と主張するところ、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人のものと認められる記録の前後58ページに記載された被保険者1,927人（資格喪失日は、昭和20年4月1日から同年9月1日まで）の中で、脱退手当金の受給資格を有する者1,445人について脱退手当金の受給の有無を調査したところ、受給した記録がある者は191人（13.2パーセント）と少数であり、同社は申立人の資格喪失日と同日の昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、上記被保険者名簿において脱退手当金の受給資格があったと確認できる者の中から21人に聴取した結果でも、退職時に会社から脱退手当金について説明を受けた記憶があるとする者は無く、申立期間当時、事業主が退職者に係る脱退手当金の代理請求を行っていたとは考え難い。

また、A株式会社の労働者年金保険被保険者台帳に記載された申立人の生年月日（昭和4年\*月\*日）は、前述の未統合記録と同様に「昭和3年\*月\*日」と1年相違している上、性別は「女」が「男」と誤って記載されたままとなっていることが確認でき、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い上、申立人が自ら脱退手当金を請求したにもかかわらず、「生年月日」及び「性別」が誤ったままとされていることは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び56年8月から59年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和56年8月から59年8月まで

昭和36年にA市町村の婦人会の方の勧めで夫が国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を納付していた。夫は納めるものはきちんと納める人だったので未納など考えられないし、免除の制度があることも知らなかったと思うので、免除と未納の記録があることに納得できない。

また、昭和56年8月から59年8月までの期間が未納と免除の記録となっているが、自宅に集金に来たBさんに私が保険料を納付していた。ねんきん特別便で初めて免除期間と未納期間があることを知ったが、経済的に困っていたわけではなく、免除制度すら知らないのに、免除と未納の記録となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、「社会保険庁の記録では、昭和36年4月から37年3月までは申請免除、37年4月から38年3月までは未納となっているが、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張するところ、社会保険庁の記録及びA市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録のいずれにおいても、申立人及びその夫の昭和36年4月から37年3月までの記録は申請免除、37年4月から38年3月までの記録は未納となっていることが確認できる。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間①の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の夫が、申立人の申立期間①の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間②について、「集金人に私が国民年金保険料を納付していた。はっきり記憶していないが、当時同居していた次男の保険料も一緒に納付していたと思う。」と主張するところ、社会保険庁の記録及びC市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録のいずれにおいても、申立人の申立期間②の納付記録は、昭和56年8月から57年3月までは未納、57年4月から59年8月までは申請免除となっており、申立人の次男の申立期間②の納付記録も、56年4月から57年3月までは未納、57年4月から59年3月までは申請免除、59年4月から平成2年3月までは未納となっていることが確認できる。

また、申立人は、「免除制度を知らないのに免除期間となっているのは納得できない。」と主張するところ、申立人が申立期間②当時において集金に来ていたとする集金人の家族は、「集金の際に申請免除の案内をしていた。」と証言している。

さらに、C市町村の記録から、申立人は申立期間②直前の昭和56年4月及び同年5月の国民年金保険料を57年10月に、56年6月及び同年7月の保険料を57年11月にそれぞれ過年度納付していることが確認できるが、申立人は、「過年度納付した記憶は無い。」としているなど、当時の記憶は曖昧であり、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。